

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	地縁による団体の認可申請	
根拠法令・条項	地方自治法第260条の2第5項	
所 管 課	市民生活 部	市民協働 課
審 査 基 準	<ul style="list-style-type: none"> ・地縁による団体の存する区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現に活動を行っていることと認められること。 ・地縁による団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。この区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならないこと。 ・地縁による団体の区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。 ・規約を定めていること。この規約には、（i）目的、（ii）名称、（iii）区域、（iv）主たる事務所の所在地、（v）構成員の資格に関する事項、（vi）代表者に関する事項、（vii）会議に関する事項、（viii）資産に関する事項が定められていなければならないこと。 	
標準処理期間	標準処理期間	概ね1か月
	標準処理期間を設定できない理由	